

## データ契約に係るルール作りの必要性

- 近年、ビッグデータやA Iを活用してより生産性の高い農業を推進する取組が進展。
- しかし、農業データの提供・利用に関する明確なルールが存在せず、データ流出がノウハウ・技術の流出につながるおそれから、農業者によるデータ利活用の際に足かせとなっている。
- 農業分野におけるデータ利活用の促進、それを通じた生産性や品質の向上を実現するため、契約のルール作りを早急に進める必要。

## 本G Lの検討に当たっての基本的な考え方

- データの利用に関する契約一般に幅広く適用され得る経済産業省の「A I・データの利用に関する契約ガイドライン（データ編）」（以下「経産省G L」）を踏まえ、**農業分野の特殊性の有無について分析**し、本G Lに盛り込むべき事項を検討する。
- 農業分野の特殊性が認められる事項については、契約を締結するに当たって留意すべき事項等を検討し、必要な内容は**契約のひな形に盛り込む**。
- 農業関係者の理解が得られやすいよう、本G Lにおいては**農業現場の具体例等を盛り込む**。

## 契約類型を3つに整理し、それぞれについて、法的論点等とともにモデル契約書等を整理

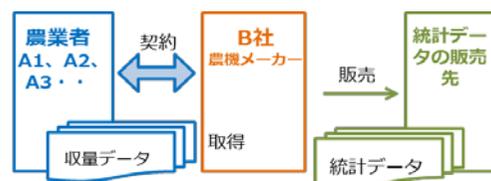
### ①「データ提供型」契約

データ提供者のみが保持するデータを、別の者に提供する際に取り決める契約をいう。



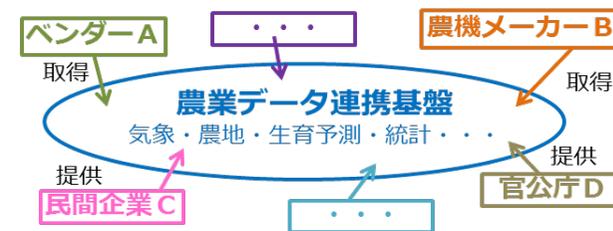
### ②「データ創出型」契約

複数の当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限を取り決める契約をいう。



### ③「データ共有型」契約

プラットフォームを利用したデータの共有を目的とする種類の契約をいう。



## <対策のポイント>

AI（人工知能）技術を利用する農業関連ソフトウェアの利用を促進するとともに、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止と適正な利益分配を確保するため、AI技術を利用する農業関連ソフトウェアの利用に関する契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインを策定します。

## <政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円 [平成29年] → 1兆円 [平成31年まで]）

### <事業の内容>

#### AI農業、水産業に関する契約ガイドラインの作成等

- AI技術を利用する農業関連ソフトウェアの利用に関する契約の実態や農業分野の特殊性について現地調査等を通じて分析を行うとともに、有識者等による検討会を開催し、AIの利用段階における契約ガイドラインを作成します。
- 水産業におけるデータ流通の実態を調査します。

#### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

